

# 公 示

## 2016年度評議員追加選出の審査、申請のお知らせ

一般社団法人 日本外傷学会  
代表理事 横田順一郎

定款第2章第13条、定款施行細則第1章、第2章、第4章、第5章により評議員を若干追加選出いたします。

### 1. 資格

評議員の資格は定款施行細則第1章第2条により、審査を受けようとする者は、次の諸条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 評議員の任期開始日に満65歳未満の正会員であること。
- (2) 申請時において引き続き5年以上当会の会員歴を有し、会費を完納していること。
- (3) 最近5年間に外傷学に関する十分な業績があり、当法人の運営、維持に志のあること。
- (4) 新規申請者は、申請締切日より遡る10年間に日本外傷学会雑誌に掲載論文があること。

なお、(3)につきましては、評議員選出委員会における審査を経ることになり、日本外傷学会における発表、日本外傷学会雑誌における誌上発表、その他の学術刊行物への外傷学に関する論文発表などが評価の対象になります。

### 2. 選出する評議員数

若干名（評議員総数は正会員の10%程度）

### 3. 審査手順

評議員審査の手順は以下のとおりです。

評議員審査申請書の請求期限	2015年8月1日～9月15日
評議員審査申請書の受理期間	2015年9月1日～9月30日
評議員選出委員会の審査	2015年10月頃
理事会による承認	2015年11月頃
今回選出される評議員の任期	2016年4月1日より2018年3月31日まで

### 4. 申請書請求

評議員審査申請用紙を必要とする会員は、8月1日以降に受取人氏名を記載し、切手140円を添付したA4判の返信用封筒（1人につき1枚）を同封の上、本学会事務局までご請求ください。一部の必要事項を事務局にて記入した上、1人1部をお送りしますので、請求方法を厳守してください。

### 5. 付記

定款施行細則第2条に正当な理由なくして任期中の3回の定時社員総会を欠席した者は、次期評議員候補者の資格を失う。なお、委任状による社員総会への出席は、評議員審査では出席とはみなさない、とありますのでご注意ください。

## 6. 申請書請求先およびお問合せ先

一般社団法人 日本外傷学会事務局

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

(株)春恒社 学会事業部内

TEL : 03-5291-6259 FAX : 03-5291-2176

E-mail : [jast@shunkosha.com](mailto:jast@shunkosha.com)